

機能別運転資本計算表 (レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP 転送機能に係る運転資本の額	SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本 (年額)				
接続料原価				
一) 減価償却費				
一) 固定資産除却費				
一) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第 3 号に掲げる部分の接続料について SIM カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料について SIM カードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様式表 2 の 2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出) 及び同様式表 2 の 3 (データ伝送交換機能の SIM カード枚数単位接続料の原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第 13 条第 2 項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。